

入札説明書

アクアワールド大洗ろ過装置ろ材交換工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年9月9日

2 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟12階

茨城県県民生活環境部生活文化課 水族館・文化施設魅力向上推進室 棚部

電 話 029-301-2826

FAX 029-301-2848

3 入札対象工事

- (1) 工事名 アクアワールド大洗ろ過装置ろ材交換工事
- (2) 工事場所 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8252-3
- (3) 工事概要 ろ過装置ろ材交換 一式
- (4) 工 期 契約日の翌日から令和9年3月15日まで

4 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体又は経常建設共同企業体として受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 入札に参加する者が競争参加資格確認の申請を行う日から、開札予定日までの間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定した者を除く。）。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 水戸土木事務所管内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく主たる営業所（本店）があり、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された管工事の格付けがA等級であること。
- (7) 管工事について、建設業の許可を受けていること。
- (8) 管工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
- (9) 管工事について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が予定価格以上の者であること。
- (10) 次のすべての要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に配置できること。

- ① 管工事について、建設業法第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者であること。
- ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ③ 競争参加資格確認申請のあった日において引き続き 3 月以上の雇用関係がある者であること。
競争参加資格確認申請にあたっては、健康保険被保険者証その他 3 月以上の雇用関係があることを証する書類の写しを提出すること。
- ④ 建設業許可における営業所技術者等を配置する場合、以下の条件をいずれも満たす営業所技術者等に限り、配置予定技術者とすることを認める。
 - (ア) 本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所の専任技術者であること。
 - (イ) 本工事施工箇所及び属する営業所が茨城県内にあること。なお、営業所技術者等が本工事の配置予定技術者として申請された場合には、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できることを申請者が証したものとみなす。
- ⑤ 現在、他の工事に配置されている主任（監理）技術者にあつては、工期の始期日から配置できること。
- ⑥ 本工事における配置予定技術者を申請時で一人に特定できない場合は、複数（3 名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に 1 名を選択するものとする。

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ次に掲げる書類を提出し、競争参加資格確認通知書（別記様式第 3 号。以下「資格確認通知書」という。）により確認を受けなければならない。
 - ア 競争参加資格確認申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）
 - イ 競争参加資格確認資料（様式第 2 号。以下「資料」という。）
 - ウ 主任技術者又は監理技術者の健康保険被保険証その他当該技術者が雇用されていることを証する書類
 - エ 4 (10)⑥に掲げる事項に該当する場合にあつては、すべての配置予定技術者について、5 (1)イ及びウに掲げる書類
 - オ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合にあつては、主任技術者重複申請調書
 - カ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (2) 申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出期間、提出場所等
 - ア 提出締切日
令和 8 年 9 月 28 日（月）午後 5 時まで必着。郵送（書留郵便（簡易書留も可））する場合には、あらかじめ 2 の担当部局の承諾を得ること。
 - イ 提出場所
2 の担当部局と同じ
 - ウ その他
申請書等は、持参又は郵便（書留郵便（簡易書留も可））によるものとし、電子によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の作成説明会
実施しない。ただし、提出された申請書等について、説明を求めることがある。

(4) 申請書等のヒアリング

必要に応じて、提出資料のヒアリングを行う。

(5) 競争参加資格の有無については、令和8年9月30日（水）午後5時までに、ファックス又は電子メールにて資格確認通知書により通知する。

(6) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

ただし、説明を求める場合には、参加資格がない旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く）に2担当部局に書面により行わなければならない。

(7) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期間後における申請書等の差替え及び再提出は、認めない。

オ 4(10)⑥に掲げる事項に該当する場合において、他の工事を落札したことにより本工事に配置予定として申請した者が配置できないときは、競争参加資格確認申請書取下げ書を提出すること。

6 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県物品役務入札情報サービス

ア 期間 令和8年9月9日（水）から令和8年10月5日（月）まで

イ 方法 下記アドレスからファイルをダウンロードすること

URL:<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

(2) 茨城県県民生活環境部生活文化課

ア 期間 令和8年9月9日（水）から令和8年10月5日（月）

午前9時から午後5時まで

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。

イ 場所 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟12階南

7 入札説明書及び設計図書に関する質問

(1) この入札説明書及び設計図書に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

ア 質問受付期間

令和8年9月9日（水）から令和8年9月17日（木）午後5時まで。

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局に同じ

ウ 方法

持参又は郵送（ファックス可）

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和8年9月30日（水）午後5時まで

イ 方法

ファックス又は電子メールによる。

また、2の担当部局において閲覧に供する。

8 現場説明会

実施しない。

9 入札書の提出方法及び開札場所等

(1) 入札書の提出方法

ア 郵送（書留郵便（簡易書留も可））又は持参により行うものとし、電子による入札は認めない。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る工事名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

(2) 入札書の提出期限

令和8年10月5日（月）午後5時までに上記2の担当部局に必着。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時 令和8年10月6日（火）午前10時00分から

イ 場所 茨城県庁 入札室3 （茨城県庁舎行政棟1階）

※当該入札は、入札参加者の立ち会いを要しない。ただし、希望する場合は、立ち会うことができる。

その際は、上記2の担当部局への連絡を令和8年10月5日（月）午後5時までにすること。

10 予定価格

36,718,000円（消費税及び地方消費税を含む）

11 入札方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、1回とする。

(3) 資格確認通知書により入札参加資格が有りとは認められた者が入札に参加しない場合は、

令和8年10月5日（月）午後5時までに入札辞退届を2の担当部局まで提出すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

(4) 入札保証金

免除する

(5) 入札執行時に提出する書類

ア 入札書

イ 工事費内訳書（別紙を参考にすること）

提出された工事費内訳書は、返却しない。また、差替え、変更又は取消しは認めない。

工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の様式は、別に定める作成例に準じたものとする。

- (3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、差替え、変更又は取消しは認めない。
- (4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会に提出する。

13 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

14 調査基準価格

設定しない。

15 最低制限価格

設定する。

16 入札参加者が1者のみの場合

有効な入札として取り扱う。

17 支払条件

(1) 前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（(2)において「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金の4割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

また、低入札価格調査制度実施運営要領第2条に規定する調査基準価格を下回る価格で入札を行った者との契約については、請負工事代金の金額に関わらず、前払金の割合を請負工事代金の2割以内とする。なお、中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。

(2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2割以内の中間前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

なお、(2)又は(3)については、いずれか一方のみを請求できる。

18 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があった場合

イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合

ウ 記名のない場合

エ 指定の日時までには到達しない場合

オ 入札書を2通以上提出した場合

カ 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合

キ 工事内訳書を提出しなかった場合

(2) この入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの入札説明書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 開札時点において4に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(4) 入札執行（開札）日までに指名停止措置を受けた者又は、他の工事を落札したことにより本工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札

19 落札者の決定方法

(1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、電子くじに準じたくじにより落札者を決定するものとする。

(2) 入札参加者は、入札書にくじ番号（任意の3桁の数値）を記載して提出するものとする。なお、入札書にくじ番号の記入がない場合は「999」と記載されたものとみなす。

20 損害賠償及び火災保険付保の要否 要

21 請負契約書作成

建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和43年規則第69号）様式第2号）により、契約書を作成するものとする

22 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

23 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

4（1）に掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者（更生会社については会社更生法に基づく更生開始の決定を受けた者、再生会社については再生計画の認可決定が確定した者に限る。）も、5により申請書及び資料を提出することができる。ただし、本競争入札に参加するためには、入札執行（開札）日の前日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

24 その他

(1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。

(2) 落札者は、落札決定後、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は契約を結ばないことがある。

(3) 病休、死亡、退職等極めて特別な場合のほかは、技術者の交代は認められない。やむを得ず技術者を変更する場合は、4（10）の基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

- (4) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行う場合がある。
- (5) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して、入札価格を意図的に開示してはならない。
- (6) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。